

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1 週間の勤務時間	始業	終業
40 時間	8 時 30 分	17 時 30 分

(注) 勤務場所により、始業時間・終業時間が異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇数

制度の概要 暦年につき 20 日です。前年未消化の年次有給休暇は 20 日まで繰り越し可能なため、最大付与日数は 40 日です。

平均取得日数 12.1 日 消化率 31%

(3) 特別休暇

特別休暇の種類	期 間
公民権行使休暇	そのつど必要と認める期間
官公署出頭休暇	そのつど必要と認める期間
骨髓提供休暇	そのつど必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
婚姻休暇	5 日以内
妊娠中または 出産後通院休暇	妊娠月数に応じ、各回数において必要と認める時間
分べん休暇	その分べん予定日前 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間、多胎妊娠以外の場合において必要があると認めるときにあっては、6 週間に 2 週間の範囲内で必要と認める期間を加算した期間）に当たる日から分べんの日後 8 週間目に当たる日までの期間内
育児休暇	1 日 2 回それぞれ 60 分以内の期間
配偶者出産休暇	3 日以内
子の看護休暇	5 日以内
忌引	死亡者の続柄に応じて 1 日から 7 日の範囲
父母の祭日休暇	1 日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
男性職員の 育児参加休暇	5 日以内
夏季休暇	3 日以内
感染症 まん延防止休暇	そのつど必要と認める期間
住居滅失・ 損壊休暇	そのつど必要と認める期間
非常災害 交通遮断休暇	そのつど必要と認める期間
交通機関の事故等による 不可抗力休暇	そのつど必要と認める期間
生理休暇	そのつど必要と認める休暇。ただし、毎月 2 日を超えることはできない。

(4) 傷病休暇

制度の概要 負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。

取得者数 20 人 合計取得日数 629 日

(5) 介護休暇

制度の概要 要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。

取得者数 1 人

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	266,457 円	312,600 円	359,653 円
	高校卒	236,150 円	268,940 円	314,940 円
技能労務職	高校卒	221,150 円	249,520 円	260,000 円

- (注) 1. 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
2. 経験年数 10 年とは、10 年以上 15 年未満、15 年とは、15 年以上 20 年未満、20 年とは、20 年以上 25 年未満の区分に基づいています。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 年前の 構成比
1 級	主事	14	7.4%	6.1%
2 級	主任	21	11.1%	13.2%
3 級	主査・副主査	58	30.7%	34.5%
4 級	副主幹	26	13.7%	10.2%
5 級	課長補佐・主幹	48	25.4%	23.3%
6 級	課長	16	8.5%	10.2%
7 級	部長	6	3.2%	2.5%

- (注) 1. 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(9) 手当の状況(普通会計決算)

時間外勤務手当	19 年度	支給総額	73,786 千円
		職員 1 人当たり支給年額	214 千円
	18 年度	支給総額	60,841 千円
		職員 1 人当たり支給年額	176 千円

区 分	内 容
扶 養 手 当	配偶者 13,000 円 その他の者 6,500 円 (配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円、その他 2 人目以降 1 人につき 6,500 円)
住 居 手 当	借家の場合、家賃が 12,000 円を超えたとき支給し、家賃に応じて最高 27,000 円 持ち家の場合は、4,000 円
通 勤 手 当	交通機関利用の場合、運賃 55,000 円までは全額支給 自動車等の使用者は、通勤距離に応じて支給
特殊勤務手当	特殊な勤務内容に応じて支給
期末・勤勉手当	ボーナスに相当する手当(4.5 カ月)
そ の 他	管理職手当、宿日直手当など
退 職 手 当	勤務年数に応じて支給(0.6～59.28 カ月)